

## ～漁業者の皆様へ～

高知県は、資源量が激減している太平洋くろまぐろの管理のため、資源管理に関する計画を定めています。この計画では、国から割り当てられたくろまぐろの漁獲量上限、小型魚（30 kg未満のくろまぐろ）は90.5トン、大型魚（30 kg以上のくろまぐろ）は19.0トンを厳守するため、漁業種類ごとの取組みを定めています。

くろまぐろの持続的な採捕のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 【漁獲量上限を厳守するための取組内容】

漁業種類	漁獲量上限の70%以上	漁獲量上限の80%以上	漁獲上限90%以上	95%
釣り、 ひき縄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は操業時間の短縮、出漁日数を抑制する。</li> <li>・漁業者は生存個体の放流に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は操業時間の短縮（通常の1/2）、出漁日数の抑制（通常の1/2）に取組む。</li> <li>・漁業者は生存個体を放流する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者はくろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。</li> <li>・漁業者はくろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために、混獲採捕の時点で当該日の操業は切り上げ、翌日以降の操業を抑制する。</li> <li>・漁業者は生存個体を全て放流する。</li> </ul>	採捕停止
定置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は（1日に2回以上網起こしの場合）網起こし回数を1日1回に抑制する。魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。</li> <li>・漁業者は生存個体の放流に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は網起こし回数を2日に1回に抑制する。魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。</li> <li>・漁業者は生存個体を放流する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認される以外は操業を抑制する。</li> <li>・漁業者は生存個体を全て放流する。</li> </ul>	採捕停止

注1 管理の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

注2 漁獲量が漁獲量上限の70%、80%、90%、95%に達した場合は、県から漁協を経由してお知らせし、県のHPで公開します。

注3 くろまぐろの放流を行う際は、安全を確保したうえで行ってください。安全を確保できない場合は、無理に放流を行う必要はありません。

高知県水産振興部漁業管理課

電話：088-821-4608